

経済産業大臣 赤澤亮正 殿

株式会社全東信の自己破産に伴う
加盟店の救済及び地域金融機関の
健全性維持等に関する緊急要望書

令和8年7月16日



経済産業部会長 東 徹
財務金融部会長 萩原 佳



株式会社全東信の自己破産に伴う加盟店の救済及び地域金融機関の健全性維持等に関する緊急要望

令和 8 年 7 月 6 日、クレジットカード売上の早期決済代行サービスを手がける株式会社全東信(大阪市中央区、以下全東信)が大阪地方裁判所より破産手続の開始決定を受けた。破産申請時点における同社の負債総額は、約 1,151 億 6,400 万円(2025 年 3 月期末時点では約 1,259 億 2,900 万円と公表)に上り、日本の決済代行業界としては過去最大、かつ本年最大規模の経営破綻を記録する事態となっている。

新聞各社の報道によれば、同社は帳簿上、純資産約 24 億 8,000 万円の黒字を装っていたものの、実際には少なくとも 20 年前から組織的な不正会計(粉飾決算)に手を染めていたとのことである。架空預金の水増し計上約 170 億円、存在しない架空債権の計上約 154 億円、無価値化した営業権(のれん)の過大評価約 88 億 2,000 万円などにより資産を虚飾する一方、加盟店に精算すべきクレジットカード売上の未払立替精算金約 217 億円を意図的に簿外債務化させて隠蔽し、実質約 605 億円に及ぶ深刻な債務超過に陥っていたとのことである。

全東信が抱えていた未払立替精算金約 217 億円は、全国 2 万店を超える加盟店(その多くは中小・零細の飲食店やサービス事業者)の売上代金そのものであり、突然の入金停止によって多数の加盟店が当座の運転資金を喪失し、連鎖倒産の危機に直面している可能性は否定できない。同時に、全東信に多額の融資を行っていた地域金融機関における巨額の焦げ付きが相次いで公表されており、地域経済及び地方の信用秩序に及ぼす影響も懸念されている。

このような状況に鑑み、日本維新の会は、直ちに被害を受けた中小・零細事業者及び地域金融セクターを救済するための緊急支援措置を講ずることを申し入れる。

1. 被害を受けた加盟店(中小・零細事業者)への緊急的経営支援及び資金繰り対策の迅速な実行

- ① セーフティネット保証 1 号(連鎖倒産防止)における指定事業者への迅速な指定及び要件の弾力化
 - 経済産業大臣は、全東信をセーフティネット保証 1 号の「指定事業者」に速やかに指定・告示するとともに、それまでの間、柔軟に対応できるように窓口を設置すること。
 - 信用保証協会において、通常枠とは別枠で 100%保証を行うセーフティネット保証 1 号の適用にあたり、カード売上明細、入金履歴、契約書、売掛金台帳等の簡素な証憑資料で迅速に認定・交付できるよう自治体に働きかけること。

- ② **日本政策金融公庫等による特別窓口の設置と「セーフティネット貸付」の機動的実行**
 - 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の各支店に「全東信破産被害事業者・相談対応特別窓口」を設置し丁寧な対応を行うこと。
 - 取引先破綻に伴う経営環境悪化を対象とした「経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付)」の融資実行プロセスを最短化し、仕入れや人件費、家賃等の当座をしのぐつなぎ融資を迅速に行うための要件緩和を行うこと。
- ③ **経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)の機動的な適用**
 - 共済加入事業者に対し経営セーフティ共済における臨時的な事業資金貸付けである一時貸付金を遅滞なく実行し、従業員の給与や仕入先への支払いなど緊急的な資金繰りを必要とする事業者への迅速な支援に努めること。
- ④ **事業者支援措置の継続及び状況に応じた手厚い対応**
 - 全東信の破産により売上未入金被害を受けた飲食店等の資金繰りに重大な支障が生じないよう、関係省庁が発出した金融上の対応要請に基づく融資や既往債務の条件変更等の措置について、各事業者の現下の実情や被害の深刻度に応じて手厚く、かつ柔軟に適用すること。
 - 今後の連鎖倒産等の二次被害の長期化に備え、一過性の要請に終わらせず、中長期にわたる継続的な資金繰り状況の報告・監視態勢と寄り添った伴走支援を徹底すること。

2. 地域金融機関の健全性維持と審査プロセスの高度化(金融庁による監督・指導強化)

- ① **融資金融機関に対する与信審査・デューデリジェンス体制の特別調査による不備の検証**
 - 20年間もの長期にわたり、架空預金約170億円や架空債権約154億円の資産水増し、及び217億円もの未払立替精算金(負債)の簿外隠蔽といった巨額粉飾決算を見抜けず、「安全性の高い短期の決済運転資金」として漫然と融資し続けていた銀行側の審査・内部統制の不備について、金融庁による立ち入りを含む特別調査を検討すること。
- ② **加盟店への影響を含む地域金融セクターのモニタリング**
 - 全東信に融資していた地銀等に対し、主要融資先(地方の中小飲食店、接待飲食店、レジャー産業等)における全東信の未入金等の影響について適切に検証させること。
 - 金融機関に対し、自らの健全性に与える影響を検証させ、必要に応じた金融行政上の措置を準備すること。

③ 粉飾決算を看過した監査・監督体制の検証

- 全東信はいわゆる会計監査人設置会社であり、毎年法定監査を受けていたにもかかわらず、20年間もの長きにわたり巨額の粉飾が看過されたことについて、監査手続の適正性を検証し、その結果を踏まえて適切な処分を検討すること。
- 検証にあたっては、監査法人の交代・継続の経緯や監査報酬の水準等、監査の独立性に影響し得る要因についても検証対象に含めること。
- 併せて、これを監督すべき金融庁、公認会計士・監査審査会及び日本公認会計士協会の審査・監督体制に問題がなかったかを検証した上で適切な再発防止策を策定・公表すること。

④ 税務調査の在り方の検討

- 本件の教訓を活かすべく、税務調査の在り方を振り返りつつ、実際の調査において課税所得の「漏れ(過少申告)」や「増差所得」の摘発にとどまらず、粉飾決算の端緒となる「過大申告」を把握した場合には的確に是正を図ること。

3. 決済代行事業者に関する規律の在り方の総合的な見直し

① 決済代行業界の実態把握

- 決済代行事業者は現行制度上、クレジットカード会社と異なり、割賦販売法上の登録義務がないため、政府が業界全体を十分に把握できていない。この状況に鑑み、経済産業省は業界横断的な実態調査を早急に実施し、決済代行事業者の全体像や財務健全性の状況、加盟店との契約関係等を明らかにすること。

② 加盟店に対する情報発信の強化

- 中小・零細事業者が決済代行事業者を選択する際の留意点、契約時に確認すべき事項、破綻等のリスクに備えた分散契約の重要性等について、経済産業省が業界団体及びカード会社と連携し、加盟店に対する情報提供を強化すること。

③ 日本クレジット協会を通じた自主規制の対象拡充

- 経済産業省は、一般社団法人日本クレジット協会と連携し、セキュリティ対策や加盟店調査を中心とする同協会の自主規制について、その対象を決済代行事業者の財務健全性や加盟店保護の観点にまで拡充するよう働きかけるとともに、決済代行事業者の同協会への加入を促進する方策を講ずること。

④ 割賦販売法における規律の在り方の総合的な検討

- 上記の実態調査の結果を踏まえ、決済代行業者に関する登録制度の在り方、立替金の分別管理義務や事業者破綻時の加盟店保護のための供託義務、財務健全性報告制度の導入等を含め、割賦販売法における規律の在り方を、産業構造審議会割賦販売小委員会等の場において総合的に検討すること。

4. キャッシュレス推進の信頼回復と「現金決済への逆戻り」防止

① 「現金の隠れた高コスト」の徹底啓発

- 本件を受け、キャッシュレスから現金決済へ回帰するという中小・零細事業者の判断を防ぐため、経済産業省が主体となり、現金関連作業の大幅な縮小、レジ処理時間の大幅な短縮、レジ締め時の過不足金発生頻度ゼロなど、大阪・関西万博で得た全面的キャッシュレスに伴い生じる圧倒的な労働生産性向上の定量的データを強力に周知・拡散すること。

② 「中小向け低手数料プラン」の更なる充実

- 公開されたインターチェンジフィーを背景とする「中小加盟店向け低手数料プラン(料率1.98%～2.5%等)」の認知向上を図るとともに、関係事業者の状況も踏まえ適用対象業種制限の緩和等、制度見直しの協議を進めること。

③ キャッシュレス決済のレジリエンス強化

- 通信障害や災害時にも店舗におけるキャッシュレス決済のブランクを極小化するための取組を促進し、決済インフラ全体のレジリエンスを強化すること。

なお、本件について報道されている一連の行為は、事実であるとすれば、約20年の長きにわたり組織的に粉飾決算を続けてきたという、極めて悪質性の高い事案であると言わざるを得ない。わが党としては、事の重大性に鑑み、関係当局において法と証拠に基づく厳正な対処がなされること、また破産手続を通じ、旧経営陣への資金流出の有無を含めた資金の流れが徹底的に解明された上で、債権者の保護に向けて資産の保全・回復が最大限図られることを期待する。

以上